新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 令和３年度高知県診療情報保全基盤整備事業費補助金交付要綱  第１条（略）  （補助目的）  第２条　県は、医療機関の診療データを県外に保全するシステムの構築及び運用を行うために組織された一般社団法人高知県保健医療介護福祉推進協議会（以下「補助事業者」という。）が実施する災害時診療情報バックアップシステムの運用管理及びシステムの更新に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。  （補助対象事業、補助対象経費及び補助率）  第３条　補助対象事業（以下「補助事業」という。）、補助対象経費及び補助率は、別表第１に定めるとおりとする。ただし、算出された補助額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。  第４条～第15条（略）  附　則  １　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。  ２　この要綱は、令和４年５月31日をもって効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第６条、第７条、第８条第２号及び第５号から第７号まで、第11条第３項及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 | 令和２年度高知県診療情報保全基盤整備事業費補助金交付要綱  第１条（略）  （補助目的及び補助対象事業）  第２条　県は、医療機関の診療データを県外に保全するシステムの構築及び運用を行うために組織された一般社団法人高知県保健医療介護福祉推進協議会（以下「補助事業者」という。）に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。  （補助対象経費及び補助率）  第３条　補助対象経費及び補助率は、別表第１に定めるとおりとする。  第４条～第15条（略）  附　則  １　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。  ２　この要綱は、令和３年５月31日をもって効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第６条、第７条、第８条第２号及び第５号から第７号まで、第11条第３項及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 |
| 新 | 旧 |
| 別表第１（第３条関係）   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 補助事業 | 補助事業者 | 補助対象経費 | 補助基準額 | 補助率 | | 災害時診療情報バックアップシステム運用管理事業 | 一般社団法人高知県保健医療介護福祉推進協議会 | 災害時診療情報バックアップシステムの運用管理に必要な経費  ・システム運用費用  ・ハードウェア保守費用  ・回線利用料 | 13,509,000円 | ２分の１ | | 災害時診療情報バックアップシステム更新事業 | 災害時診療情報バックアップシステムの更新に必要な経費  ・人件費  ・旅費  ・消耗品費  ・通信運搬費  ・システム更新に係る委託費用 | 53,573,000円 | 10分の10 |   別表第２（略） | 別表第１（第３条関係）   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 補助事業 | 補助事業者 | 補助対象経費 | 補助基準額 | 補助率 | | 災害時診療情報バックアップシステム運用管理事業 | 一般社団法人高知県保健医療介護福祉推進協議会 | 災害時診療情報バックアップシステムの運用管理に必要な経費  ・システム運用費用  ・ハードウェア保守費用  ・回線利用料  ・事務手数料 | 15,246,000円 | ２分の１ |   別表第２（略） |